

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	園児用送迎車両借上げ（1019号 他3台）
担当部・課名	生涯学習部 教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	(株)日産フィナンシャルサービス 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
契約金額（税込）	2,019,600円
契約締結日	令和2年2月3日
契約期間	令和2年3月30・31日～令和2年12月29・30日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在リース中の園児用送迎車両は、令和2年3月下旬にリース期間が満了となるが、令和2年度に新規で借上げる車両（園児用送迎車両）の製造等に伴う納車までの期間において、引き続き借上げることとした。</p> <p>したがって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 京都市右京区西京極西池田町9番地5西京極駅前ビル6階
契約金額(税込)	6,160,000円
契約締結日	令和2年2月7日
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、令和3年度から令和5年度までの第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務を委託するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、実績・業務体制、事業内容、業務遂行能力等、総合的な観点から、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務請負業者選定委員会」を設置し、指名型プロポーザル方式により事業者の審査及び評価を行った結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所が、業務内容及び安定した実績があると高く評価できるとして、本業務の受託事業者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴う介護保険システム改修業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	1,980,880円
契約締結日	令和2年2月12日
契約期間	令和2年2月12日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□運送又は保管をさせるとき</p> <p>□プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムを令和2年6月特定個人情報データ標準レイアウト改版に対応するための改修業務であり、同システムを開発運用している株式会社南大阪電子計算センターでなければ対応できない。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	脊柱弯症検査業務委託
担当部・課名	教育総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	医療法人厚生会 大阪府貝塚市麻生中 907-1
契約金額(税込)	一次検診 715 円、二次検診 3,300 円 (一名あたり)
契約締結日	令和 2 年 2 月 20 日
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
根拠規定(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項)	<p><input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務については、本市に入札参加資格を有する 6 者を指名し、令和 2 年 1 月 30 日に入札執行予定であったが、入札日までに医療法人厚生会以外の 5 者から入札辞退の申し出があった。</p> <p>当該業務を希望している者は、この 6 者以外になく、また辞退を申し出た 5 者は、仕様書の受領もなされていない。このことから、指名業者の変更を行うことができず、また仕様の内容を変更して再度の入札に付しても、この 5 者の参加が期待できない。</p> <p>以上のような理由により、本業務については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき、同法人と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末機器保守業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額（税込）	825,000円
契約締結日	令和2年2月21日
契約期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、令和元年7月26日付けにて(株)南大阪電子計算センターと締結した住民基本台帳ネットワークシステム更新及び保守業務委託契約において保守対象としていた統合端末に新たに増設する端末分に係る保守業務委託であることから、本市の住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバを導入・構築した同社以外の事業者は対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは同社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市市民活動センター運営業務委託
担当部・課名	総務部 地域まちづくり支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 阪南市尾崎町一丁目18-15
契約金額(税込)	8,293,000円
契約締結日	令和2年2月28日
契約期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、現在行っている阪南市市民活動センター夢プラザの運営委託業務期間が、令和2年3月31日で終了することに伴い、引き続き阪南市市民活動センターを運営するため業務委託するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要があるため、「阪南市市民活動センター受託候補者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「阪南市市民活動センター受託候補者選定委員会」にて審査及び評価を行った結果、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会が業務目的を踏まえた運営の基本的な考え方が企画されていることやその企画の実行力や業務実施の職員体制の提案が高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>